

第21期 第17回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

- 1 日 時 令和6年11月18日（月） 14：00～
- 2 場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室
- 3 議 題
 - (1) うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）
 - (2) 福岡県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
 - (3) 矢部川水系の禁漁区設定に係る委員会指示について（協議）
 - (4) 資源管理の状況等の報告について（共同漁業）（報告）
 - (5) その他

6水第1496号
令和6年11月15日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局水産振興課)



うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)

福岡県漁業調整規則 (令和2年福岡県規則第62号) 第11条第3項の規定により下記のことについて諮問します。

記

うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置及び申請すべき期間を別紙のとおり定め、公示します。

福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可をすべき漁業者の数とその他の制限措置

漁業種類	漁業を営む者の資格		操業区域	漁業時期	漁業者の数
うなぎ稚魚漁業	内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の許可受給者のうち、にほんうなぎの池入割当量を有する者（以下、養鰻業者という。）。ただし、500平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の筑前地区に養殖場の所在地がある者	筑前海区及び同海区に流入する河川	2月1日から4月30日まで	5
	養鰻業者。ただし、500平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の豊前地区に養殖場の所在地がある者			6
	養鰻業者又は福岡県養鰻漁業協同組合と供給契約を締結している者	別記の豊前地区に住所がある者			3

	養鰻業者。ただし、500平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の有明地区に養殖場の所在地がある者	福岡県有明海区及び同海区に流入する河川（筑後川を除く。）		6
--	-----------------------------------	---------------------	------------------------------	--	---

2 許可を申請すべき期間

令和6年1月18日から令和6年12月23日まで

別記

筑前地区：福岡市、北九州市(筑前海に面した地区)、直方市、飯塚市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、那珂川市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉徳郡

豊前地区：北九州市(豊前海に面した地区)、田川市、行橋市、豊前市、田川郡、京都郡、築上郡

有明地区：大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡

しらすうなぎの採捕の制度について

○令和2年12月1日に漁業法が改正されたことにより、13 cm以下のうなぎについては、特定水産動植物に指定されました。これにより、許可なく採捕した場合の罰則が強化されます。ただし、3年間の猶予期間があるため、実際の特水産動植物の指定は令和5年12月1日からです。

○上記罰則強化により、令和2年12月1日から漁業権に基づかない養鰻業者等の採捕はうなぎ稚魚漁業許可が必要になりました。一方、漁業権に基づく採捕の場合は、漁業調整規則で全長制限等があるため、従前のおり特別採捕許可が必要です。

	旧	新
養鰻業者、採捕者	特別採捕許可	漁業許可
内水面漁協組合員	漁業権（うなぎ） ＋特別採捕許可	漁業権（うなぎ） ＋特別採捕許可

○国から令和5年11月30日までの猶予期間中に調整がついた県は随時新しい制度に移行するよう指示があり、福岡県では令和2年12月1日から新しい制度に移行しました。

○無許可の場合に適用される罰則は以下のとおり変遷しました。

	～令和2年11月30日	令和2年12月1日 ～令和5年11月30日	令和5年12月1日 ～
養鰻業者、採捕者	6月以下の懲役 若しくは10万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は300万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は3,000万円以下の罰金
内水面漁協組合員	6月以下の懲役 若しくは10万円以下の罰金	6月以下の懲役 又は10万円以下の罰金 ※状況によっては上記の罰則が適用	

6漁管第1262号
令和6年11月13日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県漁業調整規則の一部改正について (諮問)

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第119条第8項及び水産資源保護法
第4条第7項 (昭和26年法律第313号) の規定により、下記のことについて
諮問します。

記

福岡県漁業調整規則 (令和2年福岡県規則第62号) の一部を次のとおり改正
する。(別紙案のとおり)



福岡県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容

漁業管理課

第1 改正理由

1 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）が令和6年6月26日に公布され、このうち、漁業法（昭和24年法律第267号）第52条に1項を加える改正規定は令和6年7月16日に施行された。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものである。

福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）の当該改正については、漁業法に規定されている条項であるが、一連の手續や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものである。なお、罰則については、規則ではなく漁業法第195条第3号で規定されている。

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

このうち拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

3 文言の適正化

両罰規定の対象となる規定（規則第57条及び第58条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

第2 改正内容

1 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第50条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第57条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

3 文言の適正化

規則第57条第57項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第58条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第57条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

第4 経過措置

第4のただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第 号

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

福岡県漁業調整規則（令和二年福岡県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第五十七条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき」に改める。

第五十八条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十七条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

新旧対照表

福岡県漁業調整規則（令和二年福岡県規則第六十二号）

改正案	現行
<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第五十条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは第四條第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>一～三 略</p> <p>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘留若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項若しくは第三項、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十條から第四十二條まで、第四十四條第一項及び第二項、第四十五條第一項又は第四十六條第一項若しくは第二項の規定に違反したとき</p> <p>二 第三十三條第十三項において準用する第三十三條第一項若しくは第二項又は第四十五條第四項若しくは第六項の規定により付けた条件に違反したとき。</p> <p>三 第二十三條第一項（第三十三條第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三條第十三項において準用する第二十二條第二項、第四十四條第三項又は第四十九條第一項の規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>四 第四十五條第六項の規定に基づく岩礁破砕等の停止の命令に違反したとき。</p> <p>2 略</p> <p>第五十八條 第二十五條第一項（第四十七條第八項において準用する場合を含む。）、第三十一條、第三十三條第十項又は第四十三條第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者</p>	<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第五十条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは第四條第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>一～三 略</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項若しくは第三項、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十條から第四十二條まで、第四十四條第一項及び第二項、第四十五條第一項又は第四十六條第一項若しくは第二項の規定に違反した者</p> <p>二 第三十三條第十三項において準用する第三十三條第一項若しくは第二項又は第四十五條第四項若しくは第六項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>三 第二十三條第一項（第三十三條第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三條第十三項において準用する第二十二條第二項、第四十四條第三項又は第四十九條第一項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>四 第四十五條第六項の規定に基づく岩礁破砕等の停止の命令に違反した者</p> <p>2 略</p> <p>第五十八條 第二十五條第一項（第四十七條第八項において準用する場合を含む。）、第三十一條、第三十三條第十項又は第四十三條第一項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>

は、科料に処する。	改正案
	現行

福岡県内水面漁場管理委員会指示第 号 (案)

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項及び第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、矢部川におけるモクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則第 4 7 条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和 年 月 日（公報登載日）

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 禁止区域

矢部川の柳川市三橋町と同大和町の境界から柳川市大和町浦島橋の下流端まで

2 魚種ごとの禁止期間

モクズガニ 1 月 1 日から 8 月 3 1 日まで及び 1 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

テナガエビ 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

ア ュ 1 月 1 日から 5 月 3 1 日まで及び 1 0 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

コ イ 4 月 1 日から 7 月 3 1 日まで

ウ ナ ギ 1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

3 指示の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

矢部川水系における水産動物の採捕規制

福岡県有明海区漁業調整委員会及び福岡県内水面漁場管理委員会では、水産動物の繁殖保護を目的として、下記のとおり委員会指示を発動しています。

規制の趣旨をご理解のうえ、皆様のご協力をお願いします。

記

1 指示の適用区域

- (1) 矢部川のうち、柳川市三橋町・柳川市大和町の境界から柳川市大和町 浦島橋の下流端まで
- (2) 矢部川のうち、柳川市大和町 浦島橋の下流端から河口まで
- (3) 塩塚川のうち、柳川市大和町 番所橋から河口まで
- (4) 沖端川のうち、柳川市 出ノ橋から河口まで

2 対象魚種

モクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギ

3 採捕禁止期間※1

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
魚種												
モクズガニ	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●
テナガエビ				●	●	●	●	●	●			
アユ	●	●	●	●	●					●	●	●
コイ				●	●	●	●					
ウナギ※2	●	●	●									

※1：採捕禁止期間の一部は、福岡県漁業調整規則による採捕禁止期間を含んでいます。
(下記、注意事項参照)

※2：ウナギについては、釣りにより採捕する場合は、除きます。

注意事項

- ① 上記魚種については、次のとおり福岡県漁業調整規則による規制もあります。これに違反した場合、当該規則により罰せられます。

アユ：1～5月の採捕禁止

コイ：6月の採捕禁止、全長16cm以下の採捕禁止

ウナギ：全長21cm以下の採捕禁止

- ② 適用区域から上流には内水面の共同漁業権が設定されていますので、漁業権侵害等にはご留意ください。

4 指示の有効期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

(福岡県有明海区漁業調整委員会、福岡県内水面漁場管理委員会)

不明な点は下記までご連絡ください。

福岡県有明海区漁業調整委員会 (TEL 092-643-3557)

福岡県内水面漁場管理委員会 (TEL 092-643-3563)

福岡県内水面漁場管理委員会

会長 中園 正彦 殿

令和6年10月10日

6 矢漁第52号

八女市山内748番地

矢部川漁業協同組合

代表理事組合長 甲木 康裕



要 望 書

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号（令和3年度）、福岡県有明海区漁業調整委員会指示第110号（令和3年度）により、矢部川、塩塚川及び沖端川におけるモクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの採捕禁止区域及び採捕禁止期間を設定していただいておりますが、令和7年3月31日で両委員会指示の有効期間が終了します。

つきましては、これらの魚種の繁殖保護のため、両委員会指示の更新を要望いたします。



(案)

6 内水管委第 号
令和6年 月 日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会 長 半 田 亮 司 殿

福岡県内水面漁場管理委員会
会 長 中 園 正 彦

福岡県有明海区漁業調整委員会指示の更新について（依頼）

日頃より内水面の漁業及び水産資源保護について、ご理解、ご協力いただき心よりお礼申し上げます。

現在、有明海漁業者の皆様のご協力により、矢部川、塩塚川及び沖端川においてモクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの採捕禁止区域及び採捕禁止期間を設定していただいているところです。（「R4.3.8 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第110号」及び「R4.3.8 福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号」）

現在の委員会指示は、令和7年3月31日に有効期間が満了いたしますが、矢部川水系の水産資源維持のため、引き続き令和10年3月31日まで同内容にて更新をお願いいたします。

今後とも水産資源の保護について、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、矢部川におけるモクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則第47条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和4年3月8日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 禁止区域

矢部川の柳川市三橋町と同大和町の境界から柳川市大和町浦島橋の下流端まで

2 魚種ごとの禁止期間

モクズガニ 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで

テナガエビ 4月1日から9月30日まで

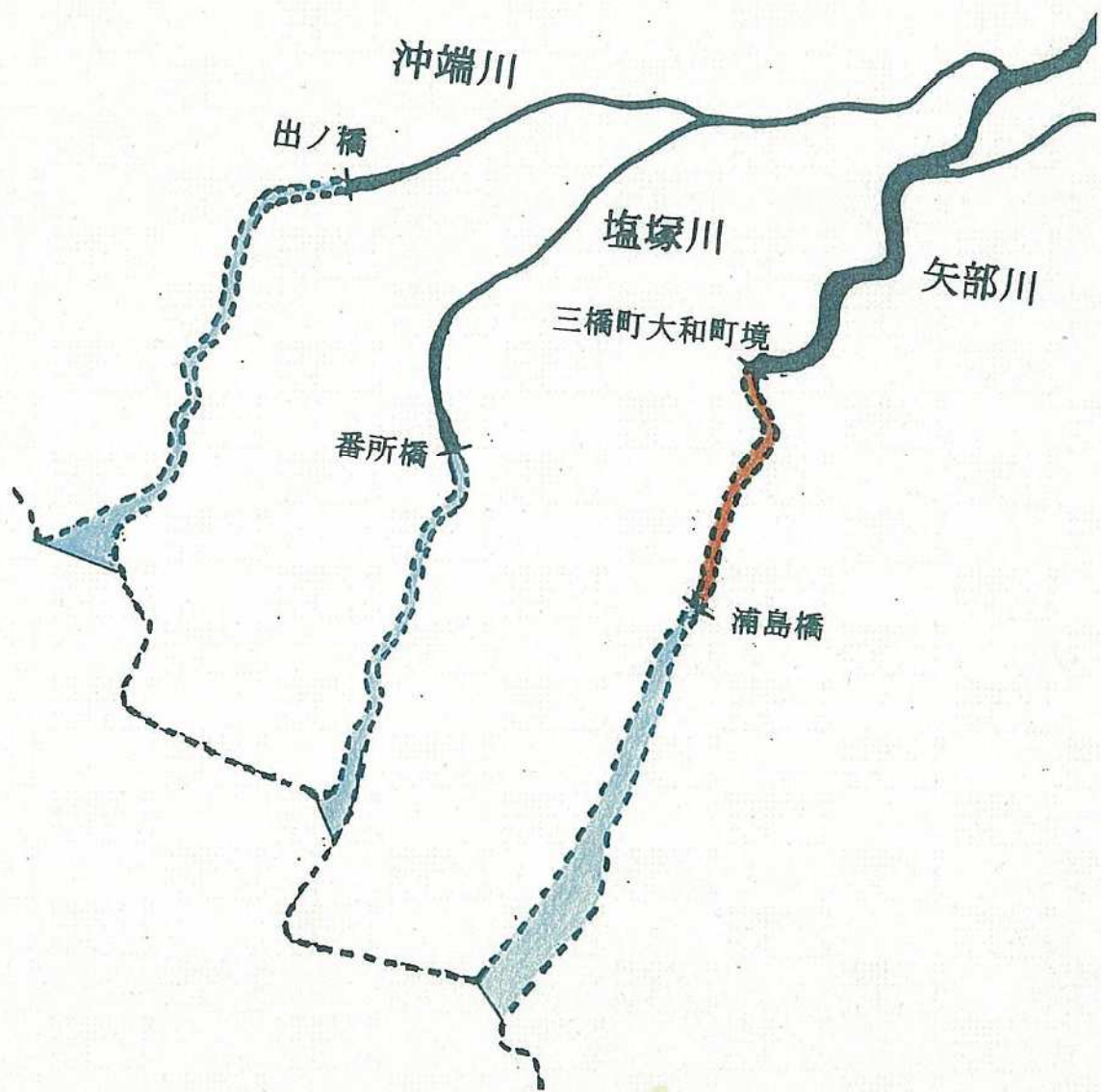
ア ヌ 1月1日から5月31日まで及び10月1日から12月31日まで

コ イ 4月1日から7月31日まで

ウ ナ ギ 1月1日から3月31日まで

3 指示の有効期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで



有明海区漁業調整委員会指示



内水面漁場管理委員会指示



漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について（共同漁業）

【資源管理の状況等の報告】

- ・ 漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について県知事に報告する義務（漁業法第 90 条第 1 項）
- ・ 県知事は報告を受けた事項について、内水面漁場管理委員会に対し、必要な報告をする（漁業法第 90 条第 2 項）
- ・ 県は資源管理の状況等の報告や聞き取り調査等により、適切かつ有効に漁場を活用しているか確認。
- ・ 内水面共同漁業は、漁獲実績のほか増殖事業や遊漁者の利用などを考慮し、総合的に活用状況を判断。

報告の内容 (漁業法施行規則第 28 条)
1 漁業権の種類及び免許番号 2 報告の対象となる期間 3 資源管理に関する取組の実施状況 4 漁場の活用状況 5 組合員行使権者数及び行使権の行使状況 ※該当するもののみ抜粋

【共同漁業の種類】（漁業法第 60 条）

第一種共同漁業	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業
第五種共同漁業	内水面において営む漁業であって、第一種共同漁業以外のもの